

# 藤原実資における仏教信仰の立場

——念誦堂を中心にして——

佐々木令信

藤原実資の仏教信仰に関する研究は、同時代の道長に比して、皆無に等しい。仏堂を邸内に設けた例として著名な、実資第の念誦堂を中心に、彼の仏教信仰の一端を考察することにしたい。

—

藤原実資（九五七—一〇四六）は平安中期の上流貴族で、摂政・関白・太政大臣をつとめた祖父実頼の養子となり小野宮家を継いだ。小野宮流祖・実頼は安和の変で藤原氏繁栄の基礎をつくり、その弟師輔（九条流祖）は道長の祖父にあたる。実頼以降の摂関は註の如く次第するが、小野宮流から政治の実権は外戚たりえた九条流に移つていった。こう

した中で実資の脳裏に絶えず去來したものは小野宮流の再興に他ならなかつた。めでたき女・后がねゝ入内→皇子誕生→外戚のコースが実現できれば、そこには小野宮流の繁栄が当然約束される。実資は天元四年（九八一、二十五才）円融天皇の藏人頭、永延三年（九八九、三十三才）参議円融院別当になつてゐる。その間待望の女兒が源惟正女との間に寛和元年（九八五）四月二十八日の早朝に誕生した。<sup>(①)</sup>この女兒については実資の『小右記』に詳しい。誕生前の三月十三日には実資は室のために勝祚をして不動調伏法を伴僧四口を以て修せしめ、四月十八日には出産予定日以降もその徵候がなくそこで賀茂光栄に解除を、翌十九日に今度は安倍晴明に解除を行なわせるなど大変な氣の使いようであつた。

誕生当日の小右記に「寅時降誕女子、不逢産間、雖馳向、産已遂了、於右近少将信輔宅<sub>（冷泉院少道北  
帯刀町東宅）</sub>有此事、已時以<sub>（遠）</sub>資朝臣妻令哺、已時以鴨河水用産湯、酉時始沐、以左衛門尉<sub>（義原）</sub>為長妻令沐」と実資はこと細かに述べている。結局この女兒は正暦元年（九九〇）七月十二日申刻に行年僅か六歳にして没する。病弱だった女兒に実資は病氣平癒のために種々の手段を講じた。思いつく限りの実資の努力は子をもつ親としての当然のことであるが、同時に、后がねとしての女兒に対する実資の期待度の強さをものがたっており、小右記に女兒関係記事がその短い生涯にもかかわらず六十四日登場する程である。そして実資は女兒没後七カ月にして頼みの円融法皇をも病氣で失なうのである。この点、実資の又従兄弟である九条流・道長が、女御東三条詮子（姉）の助力を得て、めでたき女・后がね（彰子）→入内（上東門院）→皇子（敦成親王→後一条天皇）のコースをたどり攝政の位につくとの対照的である。

ところで、実資の日記『小右記』は周知の如く藤原中期をしる一等史料である。その記述は五十九年間にわたり、現存するのでも天元五年（九八一）から長元五年（一二〇三二）までで、この間の散佚年間を省いても三十七年に及んでいる。公卿日記の性格上、宫廷関係の有職故実に詳しい

大鏡（実頼伝）には、「故小野宮のそこばくの宝物・莊園は、皆この殿にこそはあらぬ。殿づくりせられたるさま、いとめでたしや。対・寝殿・渡殿は例のことなり、辰巳の方に三間、四面の御堂たてられて……」とある。ここにいう三間四面の御堂が、小右記に数多く記事のみえる念誦堂に他ならない。今、少しく小右記から念誦堂に関連して要点のみを抽出すれば次の如くである。

① 多宝塔・毗沙門天像の造立を皮聖行円に委嘱（寛仁

ことは勿論であるが、実資が眼にふれた、報告をうけた、風聞にきく、天皇・公卿・僧侶・聖などに關する出来事、天災人災の記録やそれ等についての感想など興味深い記載も多い。先に小右記に女兒関係記事がその短い生涯にもかかわらず六十四日登場することを指摘したが、病氣平癒の祈願のための種々の仏教修法やそれに関連した僧侶の分析を通して、三十歳前後の実資の仏教信仰を明らかにすることも可能であろう。こうした実資の仏教信仰把握の可能性をもつ小右記を通覧して思うことは、邸内に設けた仏堂である念誦堂建立が、実資にとって彼の仏教信仰の集約の場であったということである。

3・2・2条)。

2)。

② 行円、行願寺において造立を始む、実資材木を送

る(同3・2・21)。

③ 妙法蓮華寺に詣で自ら造立せしめたる小塔を拝す

(同3・3・6)。

④ 念誦堂建立予定地の大木朽ち倒れ実資喜ぶ(同3・

3・28)。

⑤ 念誦堂作業始(同3・9・29)。

⑥ 念誦堂建立につき整地、土中に瓦あり堂舎址なり

(同3・10・21)。

⑦ 多宝塔内に安置の釈迦・多宝二体尊像を作る、仏師

は慢空(同3・10・26)。

⑧ 明年念誦堂に迎える多宝塔につき陰陽師安倍吉平と

談ず(同3・12・4)。

⑨ 念誦堂上棟、新造の寝殿に移るための仁王経転読、

念誦堂の工人等に禄(同3・12・8)。

⑩ 新造の寝殿に中戸を立つ(同3・12・12)。

⑪ 新造の寝殿に移徒(同3・12・21)。

⑫ 念誦堂に塔の壇を築く(同4・11・2)。

⑬ 念誦堂に檜皮を葺き始む(同4・11・18)。

⑭ 雨天の為に念誦堂の檜皮を葺くを得ず(同4・閏12

15 藤原公成、念誦堂を見る(治安3・5・5)。

16 源朝任、念誦堂を見る(同3・5・10)。

17 藤原広業、念誦堂を見る(同3・5・30)。

18 念誦堂において得命をして薬師経を転読せしむ(同

3・6・8)。

19 法性寺座主慶命、念誦堂を見る(同3・6・19)。

20 念誦堂東廊の障子を画かしむ。画師は佐太良親(同

3・8・4)。

21 新造の念誦堂において始めて食す(同3・8・11)。

22 念誦堂廊半部の銘を書かしむ、書は祐頼(同3・8・

16)。

23 実資、小女を伴ない念誦堂に渡る(同3・8・16)。

24 念誦堂の近傍に松虫鈴虫を放つ(同3・8・23)。

25 念誦堂において読経念誦、畢りて作事をみるの間顛

倒して顔面に負傷す(同3・9・3)。

26 源俊賢・定基、念誦堂を見る(同3・9・5)。

27 遍救、念誦堂を見る(同3・9・7)。

28 深円、深覚、念誦堂を見る(同3・9・13)。

29 念誦堂の近傍に石を立つ(同3・9・18)。

30 念誦堂において得命をして薬師経転読(同3・9・

24)。

- ③ 公任、念誦堂を見る（同3・閏9・12）  
 尋円、念誦堂を見る（同3・10・29）  
 ③ 高さ六尺余りの小塔を念誦堂に安置する（同3・12・23）。

以上が念誦堂の完成をみる治安三年（1032）末までの概略である。実資は念誦堂についての折にふれての事柄をたん念に記している。念誦堂の建立期は、実資の六十三—六十七歳までにあたる。実資にとって念誦堂とは「於堂躬自念誦・讀經」、「於堂說經念誦」は勿論のこと、「法橋元命來堂」、「仁海律師來堂、清談」、「最圓闡梨來堂、清談」と自らは堂にあり外来者を來堂といつており、また、「於堂相逢談心事」などとみえていることからも、念誦堂が実資の生活の中心になっていた如くである。

ところで、この念誦堂は元来多宝小塔を安置する目的の下に建てられたもので、塔の造立は堂舎の築造と共に重要な意味をもつていた。<sup>(1)</sup> これは実資の法華經信仰に由来するもので、彼が念誦堂に积迦・多宝二像を納めた白壇の多宝塔を安置したのは、『法華經』見宝塔品の所説に基づくものであった。実資は延暦寺に法華經を供養せめたり、実資第不斷法華經転説などをせしめていた。彼の仏教信仰の根

幹は、云うまでもなく、伝統的な法華信仰であった。それ故、念誦堂＝実資の仏教信仰の集約の場の中心をなすのが多宝小塔であったわけである。

寛徳三年三月の実資冊九日追善願文には「相府平日雖仕王家。多年深帰三仏道。開三禪庭於蓮府之中。安尊像華堂之内。例修毎月之講説」（『本朝統文粹』卷第十三）とある。念誦堂は法華三昧堂で、そこには尊像が安置され、毎月法華經の講説が行なわれていた。

念誦堂内の尊像については、大鏡（実頼伝）に「御堂には、金色のほとけおほくおはします」とある。実資が念誦堂で祈願の対象とした尊像とは、金色のほとけであり、具体的に何かというと、小右記の治安三年閏九月十八日条に、「今日奉顕三万体藥師如來<sup>料冊</sup>二石（中略）又等身觀音、毗沙門天同可<sup>レ</sup>奉<sup>レ</sup>願」とある記事が参考となろう。この条には、藥師如來、觀音、毗沙門天の像のことがみえる。この記事が念誦堂完成前後の治安三年閏九月のことであること、またそれまでの実資の宗教生活からみて当初より念誦堂に少なくとも、藥師・觀音・毗沙門天の像が安置されていたと考えていいのではないか。<sup>(2)</sup> 実資の藥師・觀音・毗沙門天に対する念誦堂建立までの信仰を小右記を通して簡単に振り返ることによつて確かめることにしたい。

薬師に関する記事で一番早いのは、永祚元年三月廿一日条に「以三箇口僧、於中堂限五箇日、自今日令転読薬師經、為息災也」とみえる記載である。実資は延暦寺に息災のため薬師經転読を行わしめている。先にあげた念誦堂建立までの一覽<sup>㉙</sup>にも念誦堂預の得命による薬師經転読の記事がみえる。これは<sup>㉚</sup>の実資の転倒による頬の傷の平癒祈願のためのものであった。その他、女兒の病氣平癒祈願の薬師造立も多い。次に觀音についてであるが、その最初は、天元五年正月十八日条に「依穢不參清水寺」とある記事である。次いで、同二月十八日条に「參清水寺、騎馬、奉不參月々御燈明、五个月」とみえる。天元五年正月条は現存する小右記で最も古く、それ以前は知り得ないが、この条の実資二十六歳より早い段階から定期的に清水觀音を祈念の対象としたものと考えられる。このように実資は毎月十八日には清水寺参詣を心がけていた。また、先述の女兒にも清水寺に参詣・参籠させ、灯明を奉つたりしている。<sup>㉛</sup>実資の觀音信仰の一つは、如意輪による女兒誕生祈願であろう。『覺禪抄』如意輪末車去車には「求兒法事」についての記事がみえ、小右記の正暦元年九月五日条には「自今日限三日以濟教師奉令供石山寺如意輪、皆申女兒之祈願也」とある。先述の如く、実資の女兒が没したの

は正暦元年七月十一日であるが、この石山寺如意輪觀音祈願までの二カ月にも満たない期間に多くの女兒祈願の記事が小右記にみえる。すなわち、八月廿日には蓮胤をして等身如意輪觀音像を造らしめ、翌廿一日にはこの像を叡山の慶円房に移し、また叡増を長谷寺に遣わしている。そして、廿四日には「從今日以内供慶円、於山房限三七日、奉令供養新顯如意輪、又以平譽師於住所限七日奉令供養如意輪、叡増師自今日限七七个日奉令供養長谷寺觀音」とある如く、叡山等三処において女兒祈願をしている。このあと実資自身も九月五日より十二日まで、女兒を獲んとの願をかけ、大和方面に物詣を行っている。次に毗沙門天であるが、小右記での初見は天元五年六月十五日条に「於勝祚所令供毗沙門天、毎月例事也」とある記事である。金の毗沙門天の铸造を実資は磯上奉忠などをして行わしめている。<sup>㉜</sup>念誦堂建立にあたって毗沙門天の造立を行円に委嘱したのは、①に記した如くである。実資の場合、毗沙門天を対象とした除目に關する祈願が多く、例えば、長和五年正月廿八日条には、「以興昭師、自今日三个日、奉金駄毗沙門天、為頭中將所望成熟也」とあるが、この条は実資が養子の資平の任職人頭の所望成就を祈つたものである。以上みてきた如く、『大鏡』(実頼伝)にいう「金色の仏多くおはしま

す」の仏は、『小右記』治安三年九月十八日条にみえる、薬師・觀音・毗沙門天の諸像が含まれ、念誦堂に建立当初より安置されていたことが、願主実資のそれまでの仏教信仰によつても了解できるところである。

## 三

次に、実資第の念誦堂について僧侶との関連において考えることにしたい。小右記には多くの僧侶が登場する。それらの中には実資が交渉をもちその驗力を憑んだ僧侶、例えれば、叢山〈慶円・良円〉、清水寺〈高信〉、神護寺〈如意〉、栖霞寺〈引原・覺蓮・政堯〉、六波羅蜜寺〈命増〉、広隆寺〈命勝〉、行願寺〈行円〉、東寺〈平譽・仁海〉、三井寺〈義源・慶靜〉、興福寺〈扶公〉、般若寺〈慶真・弘真〉などである。実資のために減罪・除災招福を、普門寺で祈った文円や久円などは、こうした僧侶群の代表的存在であった。これら主に外で実資の求めに応じた僧侶群に対して、今問題にしようとするのは、実資第に住み仏事を行なつた僧侶群についてである。

実資は常住僧という言葉で邸内に住している僧侶のこと表現しており、小右記に二箇所みえる。

（万寿元年十月四日条）

今明物忌、覆推云、今日輕者、仍開門、修諷誦三個寺、東寺清、又常住僧〔口〕念賢・運好・忠高物忌之間奉転誦〔口〕  
〔口〕以高尾別當如念令參東寺為〔口〕令祈申事〔之〕

（長元四年九月十三日条）

夢想紛糾、以三口常住僧〔口〕念賢・智奉令転誦金剛般若經三卷、寿命經百卷、〔口〕金剛般若經九卷、〔口〕壽命經三卷從今日三ヶ日、以得

命令打金鼓、〔口〕兩小供、

右の二条によつて少なくとも実資第には五口（念賢・運好・忠高・智照・得命）の常住僧がいたことになる。<sup>(1)</sup>大鏡（夷賴伝）によれば、これら常住僧は「やむごとなき智者、或は持經者、真言師ども」であったといふ。小右記には、念賢〔口〕七十二日、運好〔口〕二十五日、忠高〔口〕二十三日、智照〔口〕十二日、得命〔口〕八日と多く登場する。いかに常住僧が実資にとって身近な存在であり、日常生活と密接な関係をもつていたかがわかる。先に述べた二条には、実資が、常住僧をして、物忌期間の經典転誦、夢想紛糾による經典転誦・金鼓を打たしめたことがみえてゐる。その他、常住僧の関与した仏事をあげれば、千古〔口〕かぐや姫〔口〕に対する觀音供・薬師供・聖天供などの例善、忌日、実資第釈經〔口〕晦日、実資第經供養、実資第仁王講〔口〕毎季、石塔造立供養〔口〕毎月一日、塔造立供養〔口〕晦日、十斎日大般若經誦經

（毎季）、賀茂祭神仁王講（二季）、大原野大明神仁王講（二季）、祇園社經供養（二季）などの永続的作善や、病氣平癒、除目祈願などの臨時的作善などである。

これら常住僧の関与した仏事のなかで、祥月命日を例にとると、実資が守っている忌日は小右記によれば次の如くである。<sup>⑨</sup> 天禄元年（九七〇）七十一歳で没した小野宮流祖実頼の忌日（五月十八日）、康保元年（五六四）没の実頼室能子の忌日（四月十日）、天禄四年（九七三）没の父齊敏の忌日（一月十四日）、天延二年（九七三）没の母藤原尹文女の忌日（十一月十三日）、寛和二年（九八六）没の室源惟正女の忌日（五月八日）、長徳四年（九八六）没の室為平親王女婉子女王の忌日（七月十三日）。没年不詳の亡室の忌日（五月十六日）、没年不詳の乳母宣旨の忌日（六月三日）であり、延五十二月十四日条によつてこれらの寺を示せば、法性寺東北院（実頼・齊敏）、道澄寺（藤原尹文女）、勸修寺（藤原能子）、禅林寺（婉子女王）、仏性寺（実資亡室）、天安寺（源惟正女）、清水寺（宣旨）の諸寺である。忌日の時に、常住僧はこれ等の寺に実資第より出向き、諷誦を修し、身代りの斎食、法華經・心經の供養や、読經僧として活躍している。これ

ら忌日の中では、実頼の場合が最も重く、特別の事情がない限り、実資自身が故実頼の建立した東北院（法性寺）に参つており、常住僧の他に阿闍梨が招かれることが多い。<sup>⑩</sup> 寛仁三年十一月十三日条には「今日先妣遠忌、修諷誦道澄寺、不能自斎、仍以増遲令斎、僧前料兩三僧、好・得命、念賢・運供養法華經・心經等、施增遲袈裟」とある。この条には、三口（念賢・運好・得命）の常住僧がみえる。常住僧では念賢が最も多く忌日に関与しており十九例登場する。<sup>註24</sup> に示す如く、念賢の小右記における初見は、寛弘二年正月九日条であり、常住僧の中で最も早く、何時頃から実資第に常住僧が存在したか、一つの目やすとなろう。また、先に引用した、寛仁三年の実資母（藤原尹文女）の忌日で、増遲が斎食を行なつてゐる。増遲は実資の行なつた忌日に關して小右記に九例登場する。小右記にみえる増遲についての初見は、念賢と同じく、「以増遲奉令誦大般若經、自旧年以念賢師令転誦、已及二部、為息災也」とある寛弘二年正月九日条（一〇〇五、実資四十九才）の記事である。延暦寺僧であった増遲は、これ以降実資第と強くかかわつており、恐らく山を降り実資第の常住僧として活躍するようになつたのではないかろうか。小右記に増遲は三十四日登場するが、その機能は念賢らの常住僧と同様であり、その可能

性は強い。寛仁三年十二月八日に念誦堂上棟の日に新造の寝殿で仁王經を転読したのが、増蓮生前の最後の記録であり、翌四年十一月二日条には、実資が故増蓮の遺囑により普門寺において法事を修したことがあつてゐる。増蓮の没した頃、念誦堂はまだ檜皮を葺き始めた段階であった。

実資第の念誦堂と常住僧については、小右記に「於念誦所以運好・忠高等師奉令講仁王經、今日仁王会為加善根所講演、為致信力也、与小供布施等」(万寿2・3・8条)、「以堂預得命師為使」(万寿2・8・13条)、「於念誦堂以三口僧好・忠高、今日許奉令転読薬師經」(万寿4・5・2条)などとあり、念誦堂にはその性格から、常住僧のすべてが何らかのかかわりがあったと考えられる。大鏡(実頼伝)によれば、「(辰己の方に三間四面の御堂たてられて)廻廊は皆、供僧の房」となっていたといふ。邸内に私生活の場をもちながら、常住僧は実資第の内外で、実資の仏教信仰に関与していたわけであるが、念誦堂の場合、管理者が置かれていた。〔堂預法師得命又令祈申毗沙門天〕(万寿2・11・7条)、「堂預得命申供養仏經之由」(長元4・3・2条)とみえる常住僧の得命である。註<sup>(24)</sup>に示す如く、得命の初見は寛仁二年十二月二日条であり、念誦堂の建立時と機を一にしてゐる。小右記には八日登場し、その多くは直接、堂に関する

ことである。先にあげた念誦堂建立までの次第にも、⑩とて得命のことがみえており、恐らく、実資第にかかわった当初より、特に念誦堂と密接な関連があつたのである。

#### 四

以上、概略的にではあるが、実資の仏教信仰を念誦堂建立に視点をあてて考察してきた。実資の仏教信仰は、小野宮家一族の繁栄を基底とし、滅罪の信仰と雑多な現世利益的信仰をもち合せていたといえる。前者は法華經信仰を中心とする忌日などの追善供養・釈經・石塔造立供養・泥塔造立供養などによる罪障消滅であり、後者は薬師・觀音・毗沙門天などによる招福攘災であった。

実資第の念誦堂は法華三昧堂であり、懺悔滅罪を主たる目的とする。三昧堂をつくることの意義については、中原師元編の『中外抄』(藤原忠実の言行錄)に次の如くある。  
又仰云、我ハ三昧堂ヲ立ムト思ナリ、其願未遂、雖未見其文、勘其文例、□□三昧堂人、子孫繁昌也、件事尤可然事也、他行法自雖有斷絶、於三昧者昼夜不斷事也、〔解題〕九条殿立楞嚴院、御堂立木幡三昧、後三条院立円

宗寺、宇治殿立平等院、仍御子孫繁昌也、而我不遂願

遺恨也、但ソコタ干左大臣殿也。其可被造也、左大臣令申給云、このころ其等か造候はんは、嗚呼事ニテコソ候へ、未坐候、仰云、九条殿ハ一人ニニモ雖不御坐、為滅罪令造給了、然者有何事哉

この時の三昧堂は、法華三昧堂も常行三昧堂も同価値に扱つてゐる。結局、現世利益を願つていて減罪のためにと、いう願のたかまりによるものであろう。この文には、師輔の三昧堂（楞嚴院）にも道長の三昧院（淨妙寺）にも、子孫繁榮を願う心が一様にかけられている。<sup>(15)</sup> 実資の念誦堂の場合も同様に、その建立は子孫繁榮を願う心の表出に他ならないといえよう。

こうした子孫繁榮を願うことは、神仏を問わず、実資が絶えず志向したことであつた。例えは、実資が円融法皇の使で天皇の御為に石清水社におも向いた時、私幣を奉り小野宮家の子孫のことを祈つていることや、<sup>(16)</sup> 一族の任官について仏教に憑んでいることにみえる。実子にあまり恵まれなかつた実資が、多くの養子（資平など五人）を一族の長者として面倒みていて、小野宮家全体を一つにまとめ、活動力を与えて一族の力を保持しようとしたことも大きな要因である。<sup>(17)</sup> こうした実資の一門意識の強さは、若くして小野宮家の長者になつたという事情も考慮されるべきであ

ろう。実資にとって、九条流はライバルであり、自らの位置づけを、忠平—実頼—実資という系譜上においていた。実資の仏教信仰で例にとるならば、小右記に顯著にみえる金鼓を打つことや石塔造立供養などの記事が、公卿日記類では忠平の『貞信公記抄』ぐらいしか先例としてみえないことも一つの証左となろう。実頼の『水心記』が現存したならば、こうした信仰の系譜をあとづけえるものと思う。実資が空也の生前所持した錫仗・金鼓を弟子の義藏に贈られ感激した一つには、空也の外護者であつた実頼にも思いを馳せていたと考えられる。このような観点からみると、時流にのれば撰閑にもなりえた実資が邸内に念誦堂を建立したのは、藤原期以後の貴族の法華經の流行、法華三昧の発達などと関連があり、また実資の仏教信仰と子孫の繁榮を願う心の表出に他ならないと同時に、はるか四十年前実資が時流にのりうる可能性をもつていた頃、円融寺の池の東に建立された法華三昧堂を想起しうるのではないか。いずれにしる、小野宮家の繁榮が実資にとっての一大事であり、それが彼の仏教信仰にも投影しているとみると、それができる。仏教に対して現実的理解を示した実資にとつて、『大鏡』（実頼伝）にみえる「わが滅罪生善の祈、また姫君の御息災を祈りたまふ」という言葉は、実資が仏教に何

を期待したかを端的に表現しており、実質における仏教信仰の立場に他ならない。

11

- (1) 実頼（小野宮流）—伊尹（九条流）—兼通（九条流）—頼忠（小野宮流）—兼家（九条流）—道隆（九条流）—道兼（九条流）—道長（九条流）

(2) 小野宮流は、実頼女の慶子（朱雀女御）、述子（村上女御）、頼忠女の誕子（花山女御）、遵子（円融皇后）が入内したが、子に恵まれなかつた。

(3) 桃裕行氏「忌日考—平安時代中期における—」（伊東多三郎編『国民生活史研究』第五集、所収）。村井康彦氏『平安貴族の世界』。吉田早苗氏『藤原実資の家族』（『日本歴史』第三〇号、所収）に詳しい。

(4) 桃裕行氏「小右記諸本の研究」（『東京大学史料編纂所報』第五号、所収）。

(5) 本稿は大日本古記録本（天元五—万寿四年六月）史料大成本（万寿四年七月—長元五年）による。

(6) 家永三郎氏「実資の御堂」（『上代仏教思想史研究』所収）。家永氏はこの稿において、実資の御堂について、工事の全過程、建立の場所、規模、建立の時代的背景と実資の精神生活における意義、を述べておられる。

(7) 『小右記』治安三年八月十一日条。

(8) 同右、治安三年九月三日条。

(9) 同右、治安三年九月十六日条、同廿九日条。

(10) 同右、治安三年九月廿二日条。

(11) 同右、治安三年十月廿五日条。

(12) 家永氏は前掲論文において「堂内に後年仏像の安置されて少なくとも薬師・觀音・毗沙門天は、当初より念佛堂に安置されていた」とみた。

(13) 同右、永祚元年五月三日条など。

(14) 同右、天元五年六月十八日条、正暦元年八月廿四日条、同廿九日条など。

(15) 『小右記』での初見は「去夜風間普門寺焼亡」とある永祚元・8・14条。洛北岩倉長谷にあった寺（『小右記』万寿2・8・9条、『山城名勝志』卷第十一）。「かげろふ日記」に「故為雅の朝臣、ふ門寺に千部の經供養するにおはして、……」とある。千部法華経供養がみえること、また註(2)に八字文殊法がみえることよりして、普門寺は台密系寺院であったと考えられる。故為雅朝臣は、藤原道綱母や文円の兄。

(16) 『小右記』には文円のことが十二日登場する。「自今夜以阿闍梨文円令行当季修法、不息災、助衆四口」（治安3・正17条）、「從今日六七个日奉供尊星王」去年冬、当年春新阿闍梨文円供養（『開製年表』、於普門寺供養）、「今夜当季修法始文円、伴僧四口」（同3・5・28条）、「今夜当季修法始文円、伴僧四口」（同3・9・12条）、「從今日六七个日二季夏、秋、尊星王供、阿闍梨文円修之、於普門寺供養」（同3・9・21条）、「阿闍梨文円來、相逢、示自來十四日於住房普門寺、可修八字文殊法之事、約諾畢」（同3・12・5条）、「從今日七個日於普門寺以阿闍梨

文円令行八字文殊法、二口為攘天変、蘿蜜・名香・淨衣等送之」(同3・12・14条)など。

㉔ 『小右記』には久円のことが六日登場する。「依可殊重慎、以阿闍梨久円、於普門寺、久円、始自今日二七箇日、令修尊勝□、為滅罪也、伴僧三口、清淨衣等一日送之」(長元4年3・2条)など。

㉕ 『小右記』の文意から判断して、この五口僧の他にも多くの常住僧がいたと考えられる。例えば、増暹・尹覺・明宴・朝円・徳円・興昭・皇基・春豪などであるが、小稿では増暹に若干ふれておくにとどめることにする。

#### ㉖ 小右記に見える常住僧

| 僧名 | 初見                | 終見                | 登場日数 |
|----|-------------------|-------------------|------|
| 念賢 | 寛弘二年正月九日<br>(49)  | 長元四年九月十三日<br>(75) | 七十二日 |
| 運好 | 寛仁三年十一月十日<br>(63) | 万寿四年八月廿四日<br>(71) | 二十五日 |
| 忠高 | 治安三年七月十一日<br>(67) | 長元四年七月四日<br>(75)  | 二十三日 |
| 智照 | 長和四年五月廿三日<br>(59) | 長元四年九月十三日<br>(75) | 十二日  |
| 得命 | 寛仁二年十二月二日<br>(62) | 長元四年九月十三日<br>(75) | 八日   |

( ) 内は 実資の年号

㉗ 『大鏡』(実頼伝)に「わが滅罪生善の祈、また姫君の御息災を祈りたまふ」とある。ここにいう姫君とは千古のことであろう。実資はこの千古に家督を相続した。『小右記』治安二年二月二日条などにみえる。

㉘ 実資と忌日については、桃裕行氏前掲論文に詳しい。

㉙ 『小右記』での初見は天元五年五月十八日条。以下、寛和元・永延元・正暦四・長和元・同三・同四・同五・寛仁二・同三・治安二・万寿四年条に、実資忌日当日の記事がみえる。

㉚ 『小右記』寛弘二年五月十八日条。

㉛ 同右、治安三年五月十八日条など。

㉜ 『權記』長保四年(一一〇〇)九月廿九日条には、十月廿二日から始まる故東三条院の御為の法華八講についての僧名定が記されている。内訳は、證義者四口・聴衆十九口・梵音

十四口・錫杖十四口であるが、その中に、「聴衆……増暹……已上延」とある。

㉝ 法華経は、わが國受容当初より滅罪の經典とされた実資は忌日のたびに死者の滅罪のために法華経を供養している。

㉞ 『小右記』での初見は天元五年二月廿九日条。終見は長元四年九月廿九日条。この間五十年に四十九事例がみえる。毎月晦日に実資第で、開經・法華経廿八品・結經の講演(积経)が、順次一品ずつ行なわれた。講師として増暹(十四回)、念賢(四回)の名がみえる。『例ニ修毎月之講説』(『実資廿九日追善願文』『本朝統文粹』)。

㉟ 『小右記』での初見は寛仁元年八月一日条。終見は長元二年正月一日条。三十四例。「石塔二百基令造、徳円、供養作法如去月、増暹」(寛仁元・8・1条)、「石塔毎月拝日善」(長元2・正・1条)などとあるが、全子ど記事は簡単に「石塔如例」が多い。毎月一日に行なわれた石塔造立供養作は、実資の法華経信仰にもとづくものである。鎮魂・延命・滅罪生善などを目的とした。

④ 智照(常住僧)がかわっている。「泥塔從今日智照預行、  
年来妙仁預造、而其身逝去、仍過彼忌令預造弟子智照、晦日  
奉供養」(『小右記』万寿2・2・27条)。「泥土、或は埴石  
等を用いて小塔をつくり、(中略)、礼拝する時は一切の罪障  
みな消除すべし」(『無垢淨光大陀羅尼經』)。

⑤ 杉山信三氏『藤原氏の氏寺とその院家』(奈良国立文化財  
研究所学報第十九冊)。

⑥ 『小右記』永祚元年五月廿六日条など。

⑦ 同右、長和二年正月十九日条。同五年正月廿八日条。同廿  
九日条。治安元年八月廿八日条など。

吉田氏前掲論文。

⑧ 『小右記』での初見は天元五年二月八日条。終見は長元四

年九月十三日条。三十例。初期においては実資自身が公家と

出向いて金鼓を打った(永延元・2・13条など)。「夢想転  
粉」、「夢想依不吉」り多くの場合東山一帯の百寺を廻った。  
常住僧では運好(一回)、忠高(一回)、得命(二回)の名が  
みえる。  
⑨ 『貞信公記抄』延長三年三月十日条。天慶元年七月一日  
条。

⑩ 『小右記』万寿三年七月廿三日条。

⑪ 井上光貞氏『日本淨土教成立史の研究』。

⑫ 『扶桑略記』天元六年三月廿二日条。

⑬ 『小右記』長和三年十二月十七日条。寛仁二年五月廿四日

条など。

(本学助手 日本佛教史学)